

食事・健康に係るサービスの分類

「食事等の提供」及び「健康増進サービスの提供」は、支給申請日時点で利用しているサービスや、それと同様のサービスは助成対象外です。（「募集要項」別表4参照）

支給申請日時点で利用しているサービスと、助成対象事業として取り組む予定のサービスが同様のサービスに当たるか否かは、下記の分類表に基づき判断してください。サービス分類が同じものは、同様のサービスに当たります。

なお、下記の分類のいずれにも全く当てはまらない場合は、異なる分類のサービスと判断してください。

食事等の提供に係るサービス分類

	分類	例・備考
1	置型フード販売	置型コンビニ、自動販売機（食べ物）等
2	飲み物類の提供	ウォーターサーバー、給茶機、コーヒーマシン、自動販売機（飲み物）等
3	フード類の定期配達	弁当の定期配達 等
4	定期的な弁当の社内販売	
5	出張型食堂	設備工事を伴うものは除く

健康増進サービスの提供に係るサービス分類

	分類	例・備考
1	社内で従業員が集まって実施するエクササイズ	運動が主のもの。 ヨガ 等
2	健康をテーマにしたセミナー・研修	座学が主のもの。 高血圧予防をテーマにしたセミナー 等
3	健康診断結果を管理するDB導入	
4	50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
5	法定外の産業医等の面談等の実施	産業医、保健師等の面談による健康指導 等
6	都内事業所への健康器具の設置 ※娯楽性の強いものを除く	違う種類の健康器具であっても、既に都内事業所に何らかの健康器具を設置している場合は取組不可
7	法定外項目に係る健康診断の実施	違う検査項目であっても、既に都内事業所で何らかの法定外の健康診断を実施している場合は取組不可